

鈴木登喜夫さんがひき逃げ事故に遭った現場は見通しのいい直線だった

ところがこの後、思わずかたちで事件処理が進んでいった。加害者は自動車運転過失致死罪で罰金30万円の略式命令を受けたものの道交法違反（ひき逃げ）には問われなかつた。「ひいたのは袋に入つたごみか石だと思った」と供述したため検察はひき逃げには当たらないと判断したのだ。

納得できない遺族に、事故から約4カ月後の11月15日、名古屋地檢の副檢事は信じられない説明をしてい る。鈴木さんが振り返る。「担当副檢事は、加害者が

事故前に飲酒していた可能性もにおわせながら、それでも『飲んでいたって証拠はない』と断言しました。また、加害者男性について、『普通のサラリーマンで、いかにも小心者みたいな顔』そんな印象で裁判官にボソボソ泣きながら、本当に知らなかつたんですよと言われたら、伝わっちゃいそうです』とまで言つたのです』同席した遺族代理人の高森裕司弁護士は、『どんな印象でもひき逃げをしたのは事実。裁判官は印象で左右されない』

と強く反論したが、副検事は判断を覆さず、名古屋地検は、同年12月、「ひき逃げ」について加害者を不起訴とした。

この事件では、加害車両の速度の認定にも疑問が生じた。調書によると加害者は、現場の法定速度である時速40キロで走行していたことになっていた。その証拠はすぐ後ろを走っていたタクシーのドライブレコーダーだという。しかし、40キロならもつと早く倒れているはず被害者を見つけられるはずだと感じた遺族は、名古屋

シートの車間をくくんくんで
が出ていたことは明らかで
す。警察や検察はなぜ事実
をねじ曲げるのでしょうか
さらに、遺族を憤慨させ
る別の事実もわかつた。警
察は検察の指示でこの事故
の衝突再現実験を行つたが
「速度が速いと搭乗者がむ
ち打ちになる」という理由
で、なんと時速10キロで行つ
たというのだ。

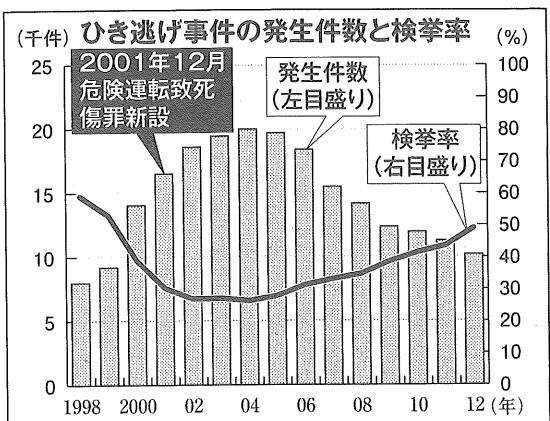
ひき逃げ不起訴の判断に
納得できなかつた遺族は名
古屋第一検察審査会に申し
立て、同審査会は今年4月

「被疑者の主徴の問題を立証するのは難しいかもしれません。しかし、検察の段階で早々に判断してしまってはなく、少なくとも被疑者を正式起訴し、刑事裁判の中での事実の追求を行うべきでしょう」

冒頭の飲酒ひき逃げ事故で長男を亡くした眞野哲さん(52)は、新法成立後の会見でこう訴えた。

「いくら厳罰化しても、適正な捜査が行われなければ立件は不可能だ」

交通捜査のあり方についても、検証が必要だろう。



交通事故で見る 交通捜査への不安

2011年10月、名古屋市内で発生した飲酒ひき逃げ事件。飲酒運転の車は追突事故を起こして一方通行線を逆走して逃走、途中で太学生の眞野貴仁さん(当時19歳)をはねて死亡させ、さらに逃げた。運転していたブルジル人の男は無免許だつたが、名古屋地検はこの男を危険運転致死罪(最高懲役20年)ではなく、自動車運転過失致死罪と道路交通法違反(飲酒運転、ひき逃げ)で起訴。担当検事は、遺族にこう説明した。

「無免許でも長い間乗つていれば技術がある。片足で立てれば飲酒運転でない」

刑事裁判では、懲役7年の刑が確定した。

交通事故遺族の声を受け、01年12月に新設された危険運転致死傷罪だが、実際

悪質な交通事故の刑罰
転致死傷罪に準じる新
法が11月20日、参議院
交通事故被害者遺族の
しかし、ずさんな交通
せつかくの新法も「絵
能性がある。

罰を強化するため、危険運
新たな罰則を盛り込んだ新
法で可決され、成立した。
の長年の望みだった厳罰化。
追捜査を是正しなければ、
松に描いた餅」に終わる可
能性を防ぐことを目的とした
イクション作家 柳原二佳

一方で、「たとえ罰を重しても、交通捜査が適正に行われなければ意味がない」という声もある。

た男は妻に「何かひいた」と告げ、事故から約1時間半後、再び現場に戻った。そして現場検証をしていた警察に任意同行を求められ、登喜夫さんをひいたことを認めめたのだった。

ひき逃げ事件の 複数回発生

た。銚木さんは病院で間もなく死亡が確認された。

主な内容は次のとおりだ。

- ▼酒や薬物などを摂取して人身事故を起こした後、逃走して隠そうとした場合、懲役の上限を12年に
- ▼酒や薬物、特定の病気によつて正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で死亡事故を起こした場合、徴役上限を15年に（対象となる病気は政令で定める）
- ▼危険な速度で道路を逆走したり通行禁止道路を走行したりして人身事故を起こした場合、危険運転致死傷罪の対象に
- ▼無免許で事故を起こした場合、刑罰をより重くする厳罰化が事故の抑止につ

「ごみをひいたと思つた、だからひき逃げではない……。十分な捜査もないまま、そんな言い分がまかり通つてよいのでしょうか」

事故は12年7月27日午前零時30分ごろ、名古屋市南区の見通しのよい直線道路で起こつた。道路に面した中華料理店で食事をとつた彫刻師の鈴木登喜夫さん（当時69）は酒に酔つていだせいか歩道の縁石につまずいて車道側に転倒。一緒にいた弟子Kさん（30）が起こうとしたその直後、銀色の乗用車が登喜夫さんの体に乗り上げ、そのまま走り去つたのだ。Kさんが車

やなぎはら・みか 交通事故・司法問題を長年取材。『自動車保険の落とし穴』(朝日新書)、『遺品』(晶文社)など著書多数。新刊『柴犬マイちゃんへの手紙~無謀運転でふたりの男の子を失った家族と愛犬の物語』(講談社)では悪質運転による事故を取り上げ、「危険運転致死傷罪」の限界や遺族が直面する現実を、丹念に描いている